

調停委員が証人として民事裁判所の喚問を受けた場合の証言について

昭和37年5月11日民三第212号民事局長回答

(照会)

例年開催される当管内調停委員協議会において、左記趣意の問題がしばしば提出され、未解決のままとなっており、この点についてとくに出題者から最高裁事務当局の意見を求めたい旨の申し出がありますので、この際是非貴見をうかがわせていただきたく存じます。

なお、参考のため私見を申し添えます。

記

一、調停委員が、かつて自己の関与した調停事件の内容に関し、証人として民事裁判所の喚問を受けた場合、どのような態度をとるべきか。換言すれば、

(一) 証言を拒否すべきか—尋問事項の内容により結論が分かれるとすれば、どのような事項について拒否すべきか。

(二) もし、少くともある事項について証言を拒否することができないとすれば、その場合国家公務員法一〇〇条二項の適用があるか。

(回答)

所問について、当局としては、左記のとおり考えます。

記

一 調停委員または調停委員であつた者が、その関与した調停事件の内容に関し、民事訴訟の証人として尋問を受けた場合において、その尋問事項が、民事調停法第三十七条に規定する評議の秘密にあたるときおよび調停委員が職務の遂行上知つた公の秘密にあたる時は、民事訴訟法第二百八十一条第一項第一号により、民事調停法第三十八条に規定する人の秘密にあたる時は、民事訴訟法第二百八十一条第一項第二号の類推適用により、証言を拒否することができる。

なお、評議の秘密に関しては、所轄庁の承認または許可によつて黙秘の義務を免ぜられるものではない。

二 証言を拒否することができない事項については、国家公務員法第百条第二項の適用はない。